

○誤配置防止に係る記載の適正化について

1. はじめに

玄海3号機使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更に伴う誤配置防止（第93条第1項(9)、第95条第4項(6)及び第96条第1項(11)）に係る記載の適正化の取り下げについて説明する。

2. 内容

今回の申請において、使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事後は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料のみ、臨界防止の措置（使用済燃料ピットにおける領域管理上の誤配置防止）を適用することを明確化するとともに、同条文内での記載の統一を図るため、「記載の適正化」として以下のとおり変更することとしていた。

【現在の申請内容】

変更前	変更後
第93条第1項 (9) <u>保修第二課長は、使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</u> (中略)	第93条第1項 (9) <u>保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</u> (中略)
第95条第4項 (6) <u>保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</u> (中略)	第95条第4項 (6) <u>保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の取替に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</u> (中略)
第96条第1項 (11) <u>保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</u>	第96条第1項 (11) <u>保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</u>

しかしながら、実運用に変更がないにも関わらず、このように記載を変更することにより、運用の変更を伴うのではないかとの認識の相違をもたらす可能性があることから、申請内容のうち、当該記載の変更（記載の適正化）を取り下げる。

以上